

仕様書

1 業務名

救急廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬処理業務

2 排出事業場

別紙1のとおり（全34か所）

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務概要

- (1) 委託者が排出する感染性廃棄物を収集、運搬及び処分し、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
- (2) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等の提出により、関係諸法令に基づき廃棄物が適正に処分されたことを報告する。
- (3) その他、当該業務を遂行するため委託者が指示する業務を行う。

5 業務対象廃棄物及び令和6年度予定数量（年間）

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）・・・13,165㍑

※ 令和5年度の排出総量見込みであり、令和6年度の総量ではない。

6 業務詳細

- (1) 受託者は、契約期間中、各排出事業場に感染性廃棄物容器を常時4個配置すること。
- (2) 契約期間内の最終運搬及び処分終了時には、各事業場に設置された容器について契約当初と同様に原状回復すること。原状回復の際は、容器に受託者名を表示しないこと。
- (3) 容器は、プラスチック製で積み重ね可能な蓋付きの密閉容器（20㍑）とし、外側に赤、橙、黄の計3種類のバイオハザードマークを表示すること。
- (4) 受託者は、委託者から回収依頼を受けた場合は、可及的速やかに廃棄物を回収し、適切な運搬、保管及び処理を行うこと。なお、回収依頼の方法については、事前に委託者と受託者が双方で調整の上、決定することとする。
- (5) マニフェストにかかる費用については、受託者が負担することとする。

7 業務完了報告

- (1) 受託者は、月毎に感染性廃棄物報告書（別紙2）を作成し、完了届（本市指定様式）とともに速やかに委託者へ提出すること。
- (2) マニフェストについては、処分完了後速やかに委託者へ提出すること。

8 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、従業員または第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

9 身分証明書の携帯

受託者は、作業従事者に身分証明書を交付し、常時携帯させること。

10 その他

- (1) 本業務においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務に定めのない事項については、委託者との協議によること。

11 発注担当

札幌市消防局警防部救急課救急係 担当 宇野

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎6階

TEL 011-215-2070 FAX 011-271-0610

メールアドレス kyukyu.shobo@city.sapporo.jp

札幌市消防局排出事業場一覧

排出 事業場番号	排出事業場名称（部署所名）	所在地	連絡先
1	警防部救急課救急指導係	中) 北 1 1 条西 1 3 丁目	7 3 6 - 1 2 3 8
2	警防部消防救助課消防航空係	石狩市新港東 2 丁目	0 1 3 3 - 6 2 - 4 1 1 9
3	札幌市消防学校教務課	西) 八軒 1 0 条西 1 3 丁目	6 1 6 - 2 2 6 2
4	中央消防署	中) 南 4 条西 1 0 丁目	2 1 5 - 2 1 3 0
5	豊水出張所	中) 南 8 条西 2 丁目	5 1 8 - 9 1 1 9
6	山鼻出張所	中) 南 2 3 条西 1 0 丁目	5 6 1 - 2 4 1 6
7	幌西出張所	中) 南 1 1 条西 2 1 丁目	5 6 1 - 2 4 1 9
8	北消防署	北) 北 2 4 条西 8 丁目	7 3 7 - 2 1 0 0
9	あいの里出張所	北) あいの里 2 条 1 丁目	7 7 4 - 0 1 1 9
10	篠路出張所	北) 篠路 2 条 4 丁目	7 7 1 - 2 5 1 0
11	新光出張所	北) 新琴似 1 条 1 2 丁目	7 6 4 - 8 8 4 4
12	東消防署	東) 北 2 4 条東 1 7 丁目	7 8 1 - 2 1 0 0
13	栄出張所	東) 北 4 6 条東 1 4 丁目	7 5 1 - 1 3 8 1
14	札幌苗出張所	東) 東苗穂 4 条 2 丁目	7 8 2 - 7 0 1 9
15	苗穂出張所	東) 北 8 条東 1 1 丁目	7 5 0 - 0 1 1 9
16	白石消防署	白) 南郷通 6 丁目北	8 6 1 - 2 1 0 0
17	菊水出張所	白) 菊水上町 1 条 3 丁目	8 1 1 - 1 6 1 5
18	北郷出張所	白) 北郷 3 条 6 丁目	8 7 1 - 8 2 3 5
19	厚別消防署	厚) 厚別中央 1 条 5 丁目	8 9 2 - 2 1 0 0
20	厚別西出張所	厚) 厚別西 3 条 5 丁目	8 9 4 - 3 1 1 9
21	豊平消防署	豊) 月寒東 1 条 8 丁目	8 5 2 - 2 1 0 0
22	平岸出張所	豊) 平岸 1 条 1 1 丁目	8 3 1 - 3 9 0 1
23	西岡出張所	豊) 西岡 4 条 6 丁目	8 5 2 - 5 1 1 9
24	清田消防署	清) 平岡 1 条 1 丁目	8 8 3 - 2 1 0 0
25	北野出張所	清) 北野 7 条 5 丁目	8 8 1 - 5 1 7 1
26	南消防署	南) 真駒内上町 5 丁目	5 8 1 - 2 1 0 0
27	定山溪出張所	南) 定山溪温泉西 1 丁目	5 9 8 - 2 3 8 4
28	藤野出張所	南) 藤野 2 条 3 丁目	5 9 3 - 1 1 1 9
29	石山出張所	南) 石山 2 条 4 丁目	5 9 1 - 8 3 5 8
30	西消防署	西) 発寒 1 0 条 4 丁目	6 6 7 - 2 1 0 0
31	八軒出張所	西) 八軒 1 条東 3 丁目	6 1 2 - 0 1 1 9
32	西野出張所	西) 西野 3 条 2 丁目	6 6 1 - 1 8 1 2
33	手稲消防署	手) 手稲本町 2 条 5 丁目	6 8 1 - 2 1 0 0
34	前田出張所	手) 前田 6 条 5 丁目	6 9 4 - 6 1 1 9

※排出する廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）のみ。

札幌市長 秋元 克広 様

住所
氏名

月中の救急廃棄物排出量を以下のとおり報告します。

月中の救急廃棄物総排出量	リットル
救急廃棄物排出量の累計	リットル

	部署所名	月 計	累 計	部・署の月計	
1	警防部救急課救急指導係	リットル	リットル	リットル	
2	警防部消防救助課消防航空係	リットル	リットル	リットル	
3	札幌市消防学校教務課	リットル	リットル	リットル	
4	中央消防署	リットル	リットル	リットル	
5	豊水出張所	リットル	リットル		
6	山鼻出張所	リットル	リットル		
7	幌西出張所	リットル	リットル		
8	北消防署	リットル	リットル		リットル
9	あいの里出張所	リットル	リットル		
10	篠路出張所	リットル	リットル		
11	新光出張所	リットル	リットル		
12	東消防署	リットル	リットル	リットル	
13	栄出張所	リットル	リットル		
14	札幌出張所	リットル	リットル		
15	苗穂出張所	リットル	リットル	リットル	
16	白石消防署	リットル	リットル		
17	菊水出張所	リットル	リットル		
18	北郷出張所	リットル	リットル		
19	厚別消防署	リットル	リットル	リットル	
20	厚別西出張所	リットル	リットル		
21	豊平消防署	リットル	リットル	リットル	
22	平岸出張所	リットル	リットル		
23	西岡出張所	リットル	リットル		
24	清田消防署	リットル	リットル	リットル	
25	北野出張所	リットル	リットル		
26	南消防署	リットル	リットル	リットル	
27	定山溪出張所	リットル	リットル		
28	藤野出張所	リットル	リットル		
29	石山出張所	リットル	リットル		
30	西消防署	リットル	リットル	リットル	
31	八軒出張所	リットル	リットル		
32	西野出張所	リットル	リットル		
33	手稲消防署	リットル	リットル	リットル	
34	前田出張所	リットル	リットル		